

宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例(素案)

(前文)

私たちの社会は、人種、国籍、信条、性のありよう、障害、年齢、出身地、経歴等様々な違いがある人々で構成されています。

すべての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人一人が様々な違いがある個人としての基本的人権が尊重され、誰もが参加し、個性や能力が発揮でき、自己実現を図っていくことのできる社会をつくっていく必要があります。

人口の減少やグローバル化の進展、技術の革新など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生する現代において、こうした変化に的確に対応していくためには、多様性がもたらす活力や創造性が重要となります。

私たちは、誰もが参加し、その人らしく活躍できる環境をつくり、家族や地域のつながりを深め、多様な人々の交流を生み、住む人も訪れる人も互いに認め合い、支え合いながら、心豊かに、また健やかに過ごせるよう、多様性が尊重され、誰もが活躍することができるまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、一人一人が様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができるまちづくり（以下「多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり」という。）について、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりは、一人一人が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、まちの活力及び創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下に、次の各号に掲げる社会の実現を目指して行われることを基本理念とする。

- (1) 年齢にかかわらず、誰もが、希望や意欲に応じて、就業、学び、地域における活動その他の様々な活動を行い、生涯にわたって、生きがいを持って活躍しているまち
- (2) 男女のいずれもが、性別を理由とする不利益を受けることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に活躍しているまち

- (3) 障害のある人もない人も、誰もが、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を発揮して活躍しているまち
- (4) 人種、国籍、信条、性のありよう、障害、年齢、出身地、経歴等様々な違いにかかわらず、すべての市民及び事業者がこれを理解し、尊重し合うことで、誰もがその人らしく活躍しているまち

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりの施策について、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市と関係団体との連携)

第4条 市は、関係団体が、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに関する施策を実施する場合にあっては、関係団体と連携するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、個々の立場、特性その他の事情に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第7条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、本条例に定める施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。